

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

新	旧
警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領	警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領
制定 平成24年 7月27日 一部改正 平成25年 7月17日 一部改正 平成26年12月10日 一部改正 平成27年 9月14日 一部改正 平成28年 7月 6日 一部改正 平成29年 9月28日 一部改正 平成29年10月26日 一部改正 平成30年 4月 1日 一部改正 平成30年 8月21日 一部改正 令和 元年 6月 6日 一部改正 令和 2年 6月19日 一部改正 令和 3年 9月14日 一部改正 令和 4年10月18日 <u>一部改正 令和 5年 8月23日</u>	制定 平成24年 7月27日 一部改正 平成25年 7月17日 一部改正 平成26年12月10日 一部改正 平成27年 9月14日 一部改正 平成28年 7月 6日 一部改正 平成29年 9月28日 一部改正 平成29年10月26日 一部改正 平成30年 4月 1日 一部改正 平成30年 8月21日 一部改正 令和 元年 6月 6日 一部改正 令和 2年 6月19日 一部改正 令和 3年 9月14日 一部改正 令和 4年10月18日
第1 趣旨 この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する警戒区域等医療施設再開支援事業のうちⅠ～Ⅲについて、補助の要件等を定めるものである。 なお、当該事業は、東日本大震災及び原子力災害に伴い休止等した警戒区域等の病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等（以下、「医療機関」という。）の診療再開等に必要とされる経費のうち、医療行為のために直接必要となるものを補助し、当該医療機関の再開及び運営を支援することで、避難住民等が安心して帰還できる医療提供体制を確保することを目的とする。	第1 趣旨 この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する警戒区域等医療施設再開支援事業のうちⅠ～Ⅳについて、補助の要件等を定めるものである。 なお、当該事業は、東日本大震災及び原子力災害に伴い休止等した警戒区域等の病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等（以下、「医療機関」という。）の診療再開等に必要とされる経費のうち、医療行為のために直接必要となるものを補助し、当該医療機関の再開及び運営を支援することで、避難住民等が安心して帰還できる医療提供体制を確保することを目的とする。
第2 (略)	第2 (略)

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

<p>第3 補助金の算定</p> <p>(1) 補助対象経費</p> <p>要綱別表2の補助対象経費欄のⅠ1、Ⅱ1(1)及びⅡ2(1)の補助対象経費のうち、旅費、需用費及び役務費については、医療機関の再開又は開設のため、再開又は開設の前2ヵ月の間に必要な経費とする。</p> <p>要綱別表2の補助対象経費欄のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の補助対象経費については、再開又は開設後の医療機関の運営に必要な経費とする。ただし、需用費、使用料及び賃借料については、再開又は開設の前2ヵ月から補助対象とし、需用費は再開又は開設後概ね3ヶ月の間に必要な経費とする。</p> <p>要綱別表2の補助対象経費欄のⅢの補助対象経費については、地域に必要な医療を確保するために行う医療機関の機能強化のため必要な経費とする。</p> <p>なお、本事業以外の補助事業等による補助金等の交付を受けている場合は、当該補助事業等の補助対象経費については、算定した補助金額から他の補助金額を控除した金額を交付する。</p> <p>(2) 補助金額の算定方法</p> <p>補助金額の算定方法については、要綱のほか、次のとおりとする。なお、申請する日の属する年度内であれば、既に事業に着手している場合についても補助対象に含めるものとする。ただし、施設整備及び設備整備については、あらかじめ設計・整備内容及び積算について県に協議し了承された内容に限り補助対象とする。</p> <p>ア 要綱別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)及びⅢについては、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。</p> <p>イ 要綱別表2の補助対象経費欄のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)については、次の(ア)と(イ)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ウ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)についての支援期間は、次のとおりである。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p>	<p>第3 補助金の算定</p> <p>(1) 補助対象経費</p> <p>要綱別表2の補助対象経費欄のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)及びⅢ(1)の補助対象経費のうち、旅費、需用費及び役務費については、医療機関の再開又は開設のため、再開又は開設の前2ヵ月の間に必要な経費とする。</p> <p>要綱別表2の補助対象経費欄のⅠ2、Ⅱ1(2)、Ⅱ2(2)及びⅢ(2)の補助対象経費については、再開又は開設後の医療機関の運営に必要な経費とする。ただし、需用費、使用料及び賃借料については、再開又は開設の前2ヵ月から補助対象とし、需用費は再開又は開設後概ね3ヶ月の間に必要な経費とする。</p> <p>要綱別表2の補助対象経費欄のⅣの補助対象経費については、地域に必要な医療を確保するために行う医療機関の機能強化のため必要な経費とする。</p> <p>なお、本事業以外の補助事業等による補助金等の交付を受けている場合は、当該補助事業等の補助対象経費については、算定した補助金額から他の補助金額を控除した金額を交付する。</p> <p>(2) 補助金額の算定方法</p> <p>補助金額の算定方法については、要綱のほか、次のとおりとする。なお、申請する日の属する年度内であれば、既に事業に着手している場合についても補助対象に含めるものとする。ただし、施設整備及び設備整備については、あらかじめ設計・整備内容及び積算について県に協議し了承された内容に限り補助対象とする。</p> <p>ア 要綱別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)、Ⅲ(1)及びⅣについては、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。</p> <p>イ 要綱別表2の補助対象経費欄のⅠ2、Ⅱ1(2)、Ⅱ2(2)及びⅢ(2)については、次の(ア)と(イ)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ウ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)、Ⅱ2(2)及びⅢ(2)についての支援期間は、次のとおりである。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p>
--	---

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

<p>エ～オ （略）</p> <p>(3) 補助基準額</p> <p>要綱別表 2 の補助基準額については、人件費は次のとおりとする。</p> <p>ア 常勤雇用の場合</p> <p>以下の職種ごとの①から⑥までの月額給与に勤務月数を乗じた額を基準額(※1)とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>①医師</td> <td>月額給与 <u>1,657</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>②歯科医師</td> <td>月額給与 <u>760</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>③看護師及び准看護師</td> <td>月額給与 <u>463</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>④医療技術員 (※2)</td> <td>月額給与 <u>476</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>⑤事務</td> <td>月額給与 <u>512</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>⑥上記以外(※3)</td> <td>月額給与 <u>410</u> 千円</td> </tr> </table> <p>※1～※3 （略）</p> <p>ただし、警戒区域等からの避難者に対する医療等を提供するために、警戒区域等外で市町村が開設した医療機関の補助基準額は、以下の職種ごとの①から③までの月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与その他特別給与額を加えた額とする。なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数による採用日数で按分し、実勤務月数が 12 か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。（当該勤務者毎に年間基準額で千円未満切捨て。）</p> <table border="0"> <tr> <td>①医師</td> <td>月額給与 <u>920</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>611</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>②歯科医師</td> <td>月額給与 <u>567</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>550</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>③薬剤師</td> <td>月額給与 <u>392</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>761</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>④看護師</td> <td>月額給与 <u>339</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>808</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>⑤准看護師</td> <td>月額給与 <u>293</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>618</u> 千円</td> </tr> </table>	①医師	月額給与 <u>1,657</u> 千円	②歯科医師	月額給与 <u>760</u> 千円	③看護師及び准看護師	月額給与 <u>463</u> 千円	④医療技術員 (※2)	月額給与 <u>476</u> 千円	⑤事務	月額給与 <u>512</u> 千円	⑥上記以外(※3)	月額給与 <u>410</u> 千円	①医師	月額給与 <u>920</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>611</u> 千円	②歯科医師	月額給与 <u>567</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>550</u> 千円	③薬剤師	月額給与 <u>392</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>761</u> 千円	④看護師	月額給与 <u>339</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>808</u> 千円	⑤准看護師	月額給与 <u>293</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>618</u> 千円	<p>エ～オ （略）</p> <p>(3) 補助基準額</p> <p>要綱別表 2 の補助基準額については、人件費は次のとおりとする。</p> <p>ア 常勤雇用の場合</p> <p>以下の職種ごとの①から⑥までの月額給与に勤務月数を乗じた額を基準額(※1)とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>①医師</td> <td>月額給与 <u>1,646</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>②歯科医師</td> <td>月額給与 <u>738</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>③看護師及び准看護師</td> <td>月額給与 <u>469</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>④医療技術員 (※2)</td> <td>月額給与 <u>478</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>⑤事務</td> <td>月額給与 <u>517</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>⑥上記以外(※3)</td> <td>月額給与 <u>417</u> 千円</td> </tr> </table> <p>※1～※3 （略）</p> <p>ただし、警戒区域等からの避難者に対する医療等を提供するために、警戒区域等外で市町村が開設した医療機関の補助基準額は、以下の職種ごとの①から③までの月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与その他特別給与額を加えた額とする。なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数による採用日数で按分し、実勤務月数が 12 か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。（当該勤務者毎に年間基準額で千円未満切捨て。）</p> <table border="0"> <tr> <td>①医師</td> <td>月額給与 <u>883</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>793</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>②歯科医師</td> <td>月額給与 <u>507</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>605</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>③薬剤師</td> <td>月額給与 <u>382</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>883</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>④看護師</td> <td>月額給与 <u>332</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>801</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>⑤准看護師</td> <td>月額給与 <u>282</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>614</u> 千円</td> </tr> </table>	①医師	月額給与 <u>1,646</u> 千円	②歯科医師	月額給与 <u>738</u> 千円	③看護師及び准看護師	月額給与 <u>469</u> 千円	④医療技術員 (※2)	月額給与 <u>478</u> 千円	⑤事務	月額給与 <u>517</u> 千円	⑥上記以外(※3)	月額給与 <u>417</u> 千円	①医師	月額給与 <u>883</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>793</u> 千円	②歯科医師	月額給与 <u>507</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>605</u> 千円	③薬剤師	月額給与 <u>382</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>883</u> 千円	④看護師	月額給与 <u>332</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>801</u> 千円	⑤准看護師	月額給与 <u>282</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>614</u> 千円
①医師	月額給与 <u>1,657</u> 千円																																												
②歯科医師	月額給与 <u>760</u> 千円																																												
③看護師及び准看護師	月額給与 <u>463</u> 千円																																												
④医療技術員 (※2)	月額給与 <u>476</u> 千円																																												
⑤事務	月額給与 <u>512</u> 千円																																												
⑥上記以外(※3)	月額給与 <u>410</u> 千円																																												
①医師	月額給与 <u>920</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>611</u> 千円																																												
②歯科医師	月額給与 <u>567</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>550</u> 千円																																												
③薬剤師	月額給与 <u>392</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>761</u> 千円																																												
④看護師	月額給与 <u>339</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>808</u> 千円																																												
⑤准看護師	月額給与 <u>293</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>618</u> 千円																																												
①医師	月額給与 <u>1,646</u> 千円																																												
②歯科医師	月額給与 <u>738</u> 千円																																												
③看護師及び准看護師	月額給与 <u>469</u> 千円																																												
④医療技術員 (※2)	月額給与 <u>478</u> 千円																																												
⑤事務	月額給与 <u>517</u> 千円																																												
⑥上記以外(※3)	月額給与 <u>417</u> 千円																																												
①医師	月額給与 <u>883</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>793</u> 千円																																												
②歯科医師	月額給与 <u>507</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>605</u> 千円																																												
③薬剤師	月額給与 <u>382</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>883</u> 千円																																												
④看護師	月額給与 <u>332</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>801</u> 千円																																												
⑤准看護師	月額給与 <u>282</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>614</u> 千円																																												

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

<p>⑥診療放射線・診療エックス線技師 月額給与 <u>344</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>900</u> 千円</p> <p>⑦臨床検査技師 月額給与 <u>311</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>803</u> 千円</p> <p>⑧理学療法士、作業療法士 月額給与 <u>287</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>653</u> 千円</p> <p>⑨栄養士 月額給与 <u>254</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>572</u> 千円</p> <p>⑩歯科衛生士 月額給与 <u>280</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>420</u> 千円</p> <p>⑪歯科技工士 月額給与 <u>315</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>290</u> 千円</p> <p>⑫介護支援専門員（ケアマネージャ） 月額給与 <u>274</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>612</u> 千円</p> <p>⑬上記以外 月額給与 <u>271</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>633</u> 千円</p> <p>イ (略) (4)～(5) (略)</p>	<p>⑥診療放射線・診療エックス線技師 月額給与 <u>350</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>937</u> 千円</p> <p>⑦臨床検査技師 月額給与 <u>316</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>808</u> 千円</p> <p>⑧理学療法士、作業療法士 月額給与 <u>282</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>662</u> 千円</p> <p>⑨栄養士 月額給与 <u>245</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>562</u> 千円</p> <p>⑩歯科衛生士 月額給与 <u>275</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>512</u> 千円</p> <p>⑪歯科技工士 月額給与 <u>305</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>492</u> 千円</p> <p>⑫介護支援専門員（ケアマネージャ） 月額給与 <u>272</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>586</u> 千円</p> <p>⑬上記以外 月額給与 <u>274</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>663</u> 千円</p> <p>イ (略) (4)～(5) (略)</p>
<p>第4 交付申請書の提出 補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。 なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を越えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。 (1)～(3) (略) (4)要綱別表2のⅡのうち「地域に必要な医療等を確保するために開設する医療機関等」として施設又は設備の整備を行う場合又は別表2のⅢの事</p>	<p>第4 交付申請書の提出 補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。 なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を越えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。 (1)～(3) (略) (4)要綱別表2のⅡのうち「地域に必要な医療等を確保するために開設する医療機関等」として施設又は設備の整備を行う場合又は別表2のⅣの事</p>

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

業を行う場合	業を行う場合
<p data-bbox="208 272 353 304">第5 （略）</p> <p data-bbox="255 352 685 419">附 則 (令和4年10月18日施行以前省略)</p> <p data-bbox="208 467 1120 571"><u>附 則</u> <u>この要領は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1140 272 1285 304">第5 （略）</p> <p data-bbox="1187 352 1617 419">附 則 (令和4年10月18日施行以前省略)</p> <p data-bbox="1187 483 1272 499">_____</p> <hr data-bbox="1142 531 2045 534"/> <hr data-bbox="1142 571 1527 574"/>

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

新

要領様式第1号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 所要額調査書**

医療機関名: \_\_\_\_\_ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額及び寄附金その他の収入見込額B	差引額(A-B)/C	対象経費の支出予定額D	基準額E	選定額F	診療収入見込額G	差引不足額(F-G)/H	補助基本額I	補助率J	補助金所要額(I×J)/K
①再開等のための整備	施設整備										4/5	
	設備整備										4/5	
	その他再開のために必要な経費										4/5	
	計											
②運営費	人件費等											
	人件費等を除く運営費											
	その他の経費(補助対象外経費)											
	計										10/10	
合計(①+②)				0				0	0			

(注)1 要綱別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)及びⅢ\_\_\_の事業を実施する場合は①を、Ⅰ2、Ⅱ1(2)及びⅢ2(2)\_\_\_の事業を実施する場合は②を記入すること。  
 2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では要領様式第2号のC欄の額を記入すること。  
 3 I欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

要領様式第2号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 人件費等明細書**

医療機関名 \_\_\_\_\_ (単位:円)

No.	職種	氏名	勤務開始年月日	常勤・非常勤の別	人件費等に要する経費 A			補助基準額 B	人件費選定額 C	備考
					給料等(常勤)	報酬(非常勤)勤務日数	共済費等			
例	医師	〇〇 〇〇	令和2年12月13日	常勤	12,000,000		2,000,000	14,000,000	19,752,000	14,000,000
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
					小計					
					合計(最終策のみ記入)					

(注)1 要綱別表2のⅠ1(2)、Ⅱ1(2)及びⅢ2(2)\_\_\_の事業を実施し、かつ、人件費及び報償費を補助対象経費として計上する場合に記入すること。  
 2 「共済費等」には、介護保険料・健康保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金等の法定福利費の事業者負担分を記入すること。  
 3 補助基準額欄には、要領で定める月額給与に勤務予定月数を乗じた額を記載すること。退職予定の者がいる場合は、備考欄に退職予定年月を記載すること。  
 4 C欄には、A欄の計とB欄とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 5 欄が不足する場合には別業とし、合計欄は最終業に記入すること。

旧

要領様式第1号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 所要額調査書**

医療機関名: \_\_\_\_\_ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額及び寄附金その他の収入見込額B	差引額(A-B)/C	対象経費の支出予定額D	基準額E	選定額F	診療収入見込額G	差引不足額(F-G)/H	補助基本額I	補助率J	補助金所要額(I×J)/K
①再開等のための整備	施設整備										4/5	
	設備整備										4/5	
	その他再開のために必要な経費										4/5	
	計											
②運営費	人件費等											
	人件費等を除く運営費											
	その他の経費(補助対象外経費)											
	計										10/10	
合計(①+②)				0				0	0			

(注)1 要綱別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)、Ⅲ(1)、Ⅳの事業を実施する場合は①を、Ⅰ2、Ⅱ1(2)、Ⅱ2(2)、Ⅲ(2)の事業を実施する場合は②を記入すること。  
 2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では要領様式第2号のC欄の額を記入すること。  
 3 I欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

要領様式第2号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 人件費等明細書**

医療機関名 \_\_\_\_\_ (単位:円)

No.	職種	氏名	勤務開始年月日	常勤・非常勤の別	人件費等に要する経費 A			補助基準額 B	人件費選定額 C	備考
					給料等(常勤)	報酬(非常勤)勤務日数	共済費等			
例	医師	〇〇 〇〇	令和2年12月13日	常勤	12,000,000		2,000,000	14,000,000	19,752,000	14,000,000
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
					小計					
					合計(最終策のみ記入)					

(注)1 要綱別表2のⅠ1(2)、Ⅱ1(2)、Ⅱ2(2)、Ⅳ(2)の事業を実施し、かつ、人件費及び報償費を補助対象経費として計上する場合に記入すること。  
 2 「共済費等」には、介護保険料・健康保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金等の法定福利費の事業者負担分を記入すること。  
 3 補助基準額欄には、要領で定める月額給与に勤務予定月数を乗じた額を記載すること。退職予定の者がいる場合は、備考欄に退職予定年月を記載すること。  
 4 C欄には、A欄の計とB欄とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 5 欄が不足する場合には別業とし、合計欄は最終業に記入すること。

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

要領様式第3号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 計画書**

1. 申請者  
2. 医療機関の概要  
3. 震災等による被害状況 (略)  
4. 再開・開設計画  
5. 整備計画  
6. 運営計画

区分	事業内容	事業費(円)	積算根拠
① ② ③ 人件費等	① 費		
	② 費		
	③ 費		
	小計	0	
① ② ③ ④ ⑤ 人件費等以外の経費	① 費		
	② 費		
	③ 費		
	④ 費		
	⑤ 費		
	小計	0	
合計		0	

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅢ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。  
※ 欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。

7. 事業実施期間中の収支見込

収入額	0円
診療収入	円
補助金収入	円 本事業以外の補助金等の収入額を記入
損害賠償金収入	円
その他の収入	円 販売収入、寄附金、その他営業外収入等を記入
総支出額	円 経営に係る総支出額を記入
純利益(純損失)	円 損失の場合はマイナスで記入

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅢ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。

8. 補助事業の申請状況(本事業を除く) (略)  
9. 経営上の課題・対応方針等

要領様式第3号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 計画書**

1. 申請者  
2. 医療機関の概要  
3. 震災等による被害状況 (略)  
4. 再開・開設計画  
5. 整備計画  
6. 運営計画

区分	事業内容	事業費(円)	積算根拠
① ② ③ 人件費等	① 費		
	② 費		
	③ 費		
	小計	0	
① ② ③ ④ ⑤ 人件費等以外の経費	① 費		
	② 費		
	③ 費		
	④ 費		
	⑤ 費		
	小計	0	
合計		0	

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)、Ⅲ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。  
※ 欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。

7. 事業実施期間中の収支見込

収入額	0円
診療収入	円
補助金収入	円 本事業以外の補助金等の収入額を記入
損害賠償金収入	円
その他の収入	円 販売収入、寄附金、その他営業外収入等を記入
総支出額	円 経営に係る総支出額を記入
純利益(純損失)	円 損失の場合はマイナスで記入

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)、Ⅲ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。

8. 補助事業の申請状況(本事業を除く) (略)  
9. 経営上の課題・対応方針等

要領様式第4号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 精算額調査書**

医療機関名: \_\_\_\_\_ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額 及び寄附金 その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	基準額	選定額	診療収入額	差引不足額	補助基本額	補助率	補助金 所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	(F-G)H	I	J	(I×J)K
① 再開等のための整備	施設整備										4/5	
	設備整備										4/5	
	その他再開のために必要な経費										4/5	
	計											
② 運営費	人件費等											
	人件費等を除く運営費											
	その他の経費(補助対象外経費)											
	計										10/10	
合計(①+②)				0				0	0			

(注)1 要綱別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅲ2(1)及びⅣの事業を実施する場合は①を、Ⅰ2、Ⅱ1(2)及びⅢ2(2)の事業を実施する場合は②を記入すること。  
2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では要領様式第5号のC欄の額を記入すること。  
3 I欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

要領様式第4号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 精算額調査書**

医療機関名: \_\_\_\_\_ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額 及び寄附金 その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	基準額	選定額	診療収入額	差引不足額	補助基本額	補助率	補助金 所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	(F-G)H	I	J	(I×J)K
① 再開等のための整備	施設整備										4/5	
	設備整備										4/5	
	その他再開のために必要な経費										4/5	
	計											
② 運営費	人件費等											
	人件費等を除く運営費											
	その他の経費(補助対象外経費)											
	計										10/10	
合計(①+②)				0				0	0			

(注)1 要綱別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅲ2(1)、Ⅳの事業を実施する場合は①を、Ⅰ2、Ⅱ1(2)、Ⅲ2(2)の事業を実施する場合は②を記入すること。  
2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では要領様式第5号のC欄の額を記入すること。  
3 I欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

要領様式第5号

警戒区域等医療施設再開支援事業 人件費等実績											
医療機関名											
(単位:円)											
No.	職種	氏名	勤務開始年月日	常勤・非常勤の別	人件費等に要した経費 A				補助基準額 B	人件費 選定額 C	備考
					給料等(常勤)	報酬(非常勤) 勤務日数	共済費等	計			
例	医師	〇〇 〇〇	令和2年12月13日	常勤	12,000,000		2,000,000	14,000,000	19,752,000	14,000,000	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
小計											
合計(最終業のみ記入)											

(注) 1 要綱別表2のⅠ1(2)、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施し、かつ、人件費及び報酬費を補助対象経費として計上する場合に記入すること。  
 2 「共済費等」には、介護保険料・健康保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金等の法定福利費の事業者負担分を記入すること。  
 3 補助基準額欄には、要領で定める月額給与に勤務月数を乗じた額を記載すること。退職した者がいる場合は、備考欄に退職年月を記載すること。  
 4 C欄には、A欄の計とB欄とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 5 欄が不足する場合には別業とし、小計欄は各業に、合計欄は最終業に記入すること。

要領様式第6号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 実績報告書**

1. 申請者  
 2. 医療機関の概要  
 3. 交付決定内容  
 4. 再開・開設実績  
 5. 整備実績  
 6. 運営実績

(略)

区 分	事業内容	事業費(円)	積算根拠
①	人件費		
②	費		
③	費		
小計		0	
①	人件費等以外の経費		
②	費		
③	費		
④	費		
⑤	費		
小計		0	
合計		0	

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。  
 ※ 欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。

7. 事業実施期間中の収支実績

収入額	0円
診療収入	円
補助金収入	円 本事業以外の補助金等の収入額を記入
損害賠償金収入	円
その他の収入	円 販売収入、寄附金、その他営業外収入等を記入
総支出額	円 経営に係る総支出額を記入
純利益(純損失)	円 損失の場合はマイナスで記入

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。

8. 補助事業の申請状況(本事業を除く) (略)  
 9. 経営上の課題・対応方針等

要領様式第7号 (略)

要領様式第5号

警戒区域等医療施設再開支援事業 人件費等実績											
医療機関名											
(単位:円)											
No.	職種	氏名	勤務開始年月日	常勤・非常勤の別	人件費等に要した経費 A				補助基準額 B	人件費 選定額 C	備考
					給料等(常勤)	報酬(非常勤) 勤務日数	共済費等	計			
例	医師	〇〇 〇〇	令和2年12月13日	常勤	12,000,000		2,000,000	14,000,000	19,752,000	14,000,000	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
小計											
合計(最終業のみ記入)											

(注) 1 要綱別表2のⅠ1(2)、Ⅱ1(2)、Ⅱ2(2)、Ⅳ(2)の事業を実施し、かつ、人件費及び報酬費を補助対象経費として計上する場合に記入すること。  
 2 「共済費等」には、介護保険料・健康保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金等の法定福利費の事業者負担分を記入すること。  
 3 補助基準額欄には、要領で定める月額給与に勤務月数を乗じた額を記載すること。退職した者がいる場合は、備考欄に退職年月を記載すること。  
 4 C欄には、A欄の計とB欄とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 5 欄が不足する場合には別業とし、小計欄は各業に、合計欄は最終業に記入すること。

要領様式第6号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 実績報告書**

1. 申請者  
 2. 医療機関の概要  
 3. 交付決定内容  
 4. 再開・開設実績  
 5. 整備実績  
 6. 運営実績

(略)

区 分	事業内容	事業費(円)	積算根拠
①	人件費		
②	費		
③	費		
小計		0	
①	人件費等以外の経費		
②	費		
③	費		
④	費		
⑤	費		
小計		0	
合計		0	

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)、Ⅱ2(2)、Ⅲ(2)の事業を実施する場合に記入すること。  
 ※ 欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。

7. 事業実施期間中の収支実績

収入額	0円
診療収入	円
補助金収入	円 本事業以外の補助金等の収入額を記入
損害賠償金収入	円
その他の収入	円 販売収入、寄附金、その他営業外収入等を記入
総支出額	円 経営に係る総支出額を記入
純利益(純損失)	円 損失の場合はマイナスで記入

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)、Ⅱ2(2)、Ⅲ(2)の事業を実施する場合に記入すること。

8. 補助事業の申請状況(本事業を除く) (略)  
 9. 経営上の課題・対応方針等

要領様式第7号 (略)